

# 許 可 証

住 所 群馬県邑楽郡大泉町西小泉2丁目3番17号

氏 名 トネリサイクルシステム株式会社  
代表取締役 川原 和哉

令和4年2月1日付で申請のあった一般廃棄物処理業（収集・運搬）については、羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	群馬県邑楽郡大泉町西小泉2丁目3番17号 トネリサイクルシステム株式会社
取扱廃棄物の種類	ごみ
業務の範囲	収集運搬
営業の区域	羽生市全域
営業許可期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日
許可条件	別紙第1号のとおり

令和 4年 4月 1日

羽生市長 河田 晃 明

